

令和 8 年 2 月 10 日

燕・弥彦総合事務組合管理者
燕市長 佐野大輔

職員の処分について

このたび、当組合職員の処分を下記のとおり行いましたので、報告します。
職員の不適切な対応により、市民の信頼を著しく損ねましたことは誠に遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。

今後はより一層法令遵守及び服務規律の徹底を図り、再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 処分等の内容

(1) 被処分者

燕・弥彦総合事務組合水道局 主任級・60歳代・男

(2) 処分内容

減給 10 分の 1、1箇月（令和 8 年 2 月 10 日付）

(3) 事案の概要

被処分者は、令和 7 年 11 月 4 日、燕市内の側溝布設替工事において、一般住宅の給水管が支障となったため、現場付近で作業を行っていた水道事業者に急遽、給水管の切回し工事を行うよう依頼しました。

その際、居住者に工事の許可を得るため、被処分者は水道修繕委託業者とともに当該住宅を訪問しましたが留守であり、許可を得られない状況であったにもかかわらず、切回し工事の実施を決定しました。

水道事業者による切回し工事の後、被処分者と水道修繕委託業者はエア抜き作業と量水器（水道メーター）の接続作業を行いましたが、本来とは異なる不適切な手順で作業を行ったことにより、住宅の庭や量水器、ブロック塀を泥水で汚すとともに、この作業が原因で給水管に泥水を流入させ、住宅の給湯設備等に目詰まりを発生させました。

また、被処分者は、作業後の清掃が不十分なまま、居住者への説明を行うことなく水道局に帰局し、さらに上司への速やかな報告を怠っていました。

(4) 関係職員の処分

上記に係る管理監督責任として、被処分者の上司 2 名を厳重注意としました。

2. 再発防止策について

今回の事案を重大に受けとめ、今後このような事態が発生することがないよう、法令遵守及び服務規律の徹底について、全職員に対し、あらためて指導してまいります。